

新規事業

重点支援地方交付金現金給付事業  
市民1人1万円を給付します



国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を受けている生活者の負担を軽減するため、市民1人当たり1万円の現金を給付します。

対象者には、4月中旬までに世帯単位で通知書を送付しますので、内容を確認し給付金を受け取ってください。

《対象者》 ※下記のいずれかに該当する方

- 2025年12月1日(月)時点で本市に住民票があった方
- 2025年12月2日(火)から2026年3月31日(火)までの間に生まれた方

《受取方法》

- 現金給付・・・郵便局で受け取り

※現金給付が困難な場合は、口座振替も利用できます。

《給付時必要書類等(現金給付)》

- 通知書
- 身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)

☎総務課 行政係

☎お太助フォン 42-5611 ☎42-4376

身体障害者手帳  
交付申請を受け付けています



さまざまな制度の支援やサービスを受けるために必要な「身体障害者手帳」を交付しています。

《対象者》

身体(視覚、聴覚、平衡、音声・言語・そしゃく、肢体不自由、心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫)に永続する障害がある方

《申請時必要書類等》

- ①申請書
- ②指定医師の診断書・意見書
- ③写真2枚(脱帽、上半身、真正面、縦4cm×横3cm)
- ④マイナンバーカード

※①と②の用紙は窓口を設置しています(市のホームページからもダウンロードできます)。

☎社会福祉課 障害者福祉係

☎お太助フォン 42-5615 ☎42-2130

新規事業

期間限定  
下水道接続時の負担金減額



新たに下水道へ接続する際、発生する負担金を3年間に限り減額します。

《減額期間》

2026年4月1日(水)～2029年3月31日(土)

《期間中の自己負担額》

22万円

※通常は30万円

※宅内排水設備工事費用は別途必要です。

《対象家屋》

- 下水道処理区域内で下水道に未接続の家屋(浄化槽・くみ取り式)
- 下水道処理区域内の新築家屋

■下水道接続時の料金比較

接続前との使用料金を比較したい場合は、市ホームページに掲載している「下水道料金早見表 税込」および「し尿収集手数料早見表(税込)」を参考にしてください。

☎下水道課 業務係

☎お太助フォン 47-1205 ☎47-1206

後期高齢者医療制度  
交通事故などに遭ったら

交通事故やけんかなど、第三者(加害者)の行為で負傷した場合の医療費は加害者に負担義務がありますが、後期高齢者医療制度で治療を受けた場合、その医療費を「後期高齢者医療広域連合」が一時的に負担し、後から加害者に請求する必要があります。

後期高齢者医療保険で治療を受けた場合は、保険医療課医療保険年金係へ速やかに届け出てください(保険会社を通しての届け出も可能です)。

加害者から医療費を受け取ったり、示談を済ませると後期高齢者医療保険が使えなくなることがありますので、示談前には必ず下記問い合わせへ相談してください。※医療機関受診時に、第三者の行為による受診であることを伝えてください。

■第三者行為の例

- 他人のペットによるけが
- 飲食店での食中毒
- 傷害事件でのけが
- 介護施設、病院内でのけが

☎保険医療課 医療保険年金係

☎お太助フォン 42-5619 ☎42-2130

第3子以降の児童手当  
手当加算には届け出が必要です



児童を養育している方が受給できる児童手当は、第3子以降支給額が増えます(多子加算)。

この加算を受けるためには、要件を満たしているかを確認するための届け出が毎年必要です。対象の方には、3月上旬頃にお知らせを送付しますので、案内にある「監護相当・生計費の負担についての確認書」、「額改定届」を期限までに忘れずに提出してください。

《対象者》

多子加算が適用されている受給者で、下記のいずれかに該当する方に案内を送付します。

- 18歳到達後最初の3月末を迎える児童(末子以外)を養育している方
- 養育している18歳～22歳の児童のうち、22歳到達年度前に大学・専門学校などを卒業する児童がいる方

《提出窓口》 ※郵送可

児童保育課児童保育係、または各支所窓口係

《提出期限》

4月15日(水) ※必着

※期限を過ぎると加算適用が提出の翌月分以降になります。

☎児童保育課 児童保育係

☎お太助フォン 47-1283 ☎47-1282

乳幼児等医療費助成制度



0歳から18歳到達年度末までの方が受けた保険診療の自己負担部分(一部負担金額を除く)を助成します。

※16歳から18歳の間は、健康保険の被保険者になるなど、助成が受けられない場合があります。

《自己負担額》

- 入院・・・500円/日(1医療機関ごとの上限)

※入院は月14日まで、通院は月4日まで(以降は自己負担がありません)。

※院外処方の場合は自己負担はありません。

■小学生以上の受給者証は自動更新です

新しい受給者証は3月中旬ごろに送付しますので確認してください。

☎保険医療課 医療保険年金係

☎お太助フォン 42-5619 ☎42-2130

新規事業

物価高対応  
子育て応援手当を支給します



児童1人当たり2万円を給付する子育て応援手当のお知らせを2月上旬に発送しました。原則、申請不要で支給しますが、下記に該当する方は申請が必要ですので、児童保育課児童保育係へ忘れずに申請してください。

《申請が必要な方》

- 2025年9月30日(火)時点で本市に住民票があった公務員で、所属庁から2025年9月分(9月に出生した児童は10月分)の児童手当を支給された方
- 本市に住民票がある方で、2026年1月1日(木・祝)から2026年3月31日(火)までに出生した児童の児童手当を支給される方
- 出生・転入以外の理由で、2025年9月1日(月)から2026年3月31日(火)までに新たに児童手当の申請が必要になった方
- DV避難で2025年10月1日(水)から2026年3月31日(火)までに本市に児童手当を申請した方

《申請期限》

3月31日(火)

※3月に誕生した児童は、受付期間を延長して対応します。

☎児童保育課 児童保育係

☎お太助フォン 47-1283 ☎47-1282

身体障害者手帳  
障害程度の再認定



身体障害者手帳を持っている方で、障害の状態が「再生医療の適用」や「機能回復訓練」などで変化が予想される場合には、再認定を実施します。再認定の時期に書面で通知しますので、期日までに診断書・意見書を提出してください。

再認定期日の指定がない手帳をお持ちの方は、障害の程度が変わったり、新たな障害が加わったときには、新設交付時と同様に申請してください。

■下記の場合にも届け出が必要です

- 氏名変更
- 住所変更
- 死亡
- 身体障害者手帳の紛失、破損

☎社会福祉課 障害者福祉係

☎お太助フォン 42-5615 ☎42-2130